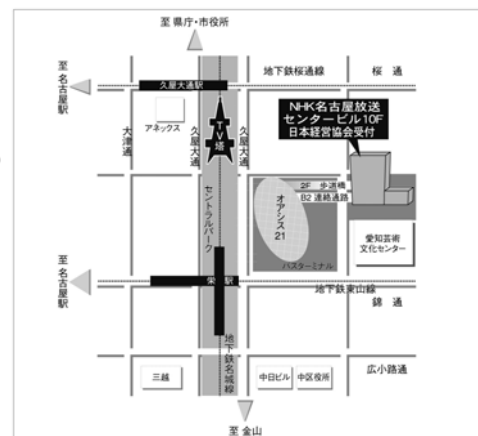


〔令和2年4月20日・21日開催〕

滞納整理実務入門講座

敬具

	負担金	消費税等	合 計
N O M A 会 員	29,000 円	2,900 円	31,900 円
一 般	32,000 円	3,200 円	35,200 円



ホテル名	シングル客室料金（ご参考）	交 通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000 円～13,000 円（15～20%割引）	地下鉄栄駅より徒歩 3 分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7,000 円～	地下鉄栄駅より徒歩 4 分	052-263-3411

以上

徴収事務（滞納整理）の基本的事項

1. 滞納整理の目的
2. 滞納整理のために用意されている制度
3. 狭義の滞納処分と広義の滞納処分
4. 滞納整理の全体像

納期限に関連する基本的事項

1. 納期限と督促
2. 納期限と延滞金
3. 納期限と繰上徴収
4. 地方税と公課の滞納処分の根拠規定

徴収権の消滅時効

1. 時効の意義
2. 時効の期間
3. 時効の効力
4. 民法の規定の準用
5. 時効の中断の意義
6. 時効の中断事由

**当日は、地方税法及び国税徴収法が
搭載された法規集を必ずご持参下さい。**

納付納税の猶予制度

1. 徴収猶予
2. 換価の猶予
3. 事実上の分割納付
4. 滞納処分の執行停止

狭義の滞納処分としての差押と財産調査

1. 差押の意義とその効力
2. 差押禁止財産
差押が禁止される財産
給料・年金の差押禁止額
3. 財産調査の権限
質問検査権
搜索の権限
4. 滞納者の財産調査の具体的方法
債権
不動産
動産
5. 差押手続とその効力の発生時期
債権
不動産
動産

【講師紹介】 税理士・不動産鑑定士 杉之内 孝司 氏

1970年3月 早稲田大学大学院法学研究科卒業

1970年4月 東京都庁入庁。

千代田区役所、主税局各都税事務所にて条令・規則の起案、地方税の賦課徴収事務等に従事。

1996年6月 東京都庁退職。

杉之内税務不動産鑑定事務所を設立、日本経営協会各本部を中心に、研修講師も勤める。

< 著 書 >

「地方税滞納整理の理論と実務」「地方税・公課徴収事務入門」「基礎からわかる固定資産税実務講座」(株)ぎょうせい

「地方税徴収に係る民法等の適用」時事通信社 「よくわかる地方税」東京法令出版(株)

< 連 載 >

「不動産の取得・保有の税務」「差押物件の発見及び差押手続」「市町村税徴収に係る民法等の適用」

「地方税法総則—基礎から実務まで」「税外債権の滞納整理—徴収一元化に向けて」時事通信社連載完了

「管理監督者と一般職員のための滞納整理」時事通信社連載中

一般社団法人日本経営協会・中部本部 松尾 行

FAX(052)952-7418

☐日本経営協会会員 ☐一般(該当する方にレ印をつけて下さい)

R2/4.20-21W

60014459

「新任担当者のための滞納整理実務入門」講座参加申込書

年 月 日

ふりがな 団体名		Fax	() - () -	ご派遣責任者(ご連絡担当) 所属・役職名
所在地	〒			氏名
No	フリガナ 参加者氏名	所属・役職	担当 経験	印
			年 月	メールアドレス
			年 月	<ご記入(レ印)のお願い> この講座の開催情報を得た時期は、 講座開催日の ☐ 半年以上前 ☐ 3ヶ月～半年前 ☐ 2ヶ月前 ☐ 1ヶ月前 ☐ 2週間前 ☐ 1週間前～直前
<通信欄>				

請求書の宛先についてご教示ください。(☐団体名と同じ ☐その他

宛)

・3名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください。

・参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

参加券や請求書の発送などの事務処理 セミナーなど本会事業のご案内 なお が必要の場合は、右□をチェックしてください。